



とじうことを田の前に見ながら、われ立派者はこれに賛成することはできないでございます。そこで申し上げたいことは、新聞の報ずるところによりますと、二月二十四日には閣議が行われて、紡織機更新を促進せんがための対策が決定されたと出ております。この決定の内容を見ますと、たゞ、あなたのわざいましたよろこびのうござります。通産次官が主宰者に相なることになつて、その打合会なるものを作る、こういうことが出ておるのでござります。通産次官はおりませんか。——これは通産次官が主宰者に相なることになつて、その打合会なるものを作る、こういうこととして行われようとしている業の内容として行われようとしているところのことが、具体的に実現されるかされないかを、私はまず承わりたいのでござります。すなわちこれがもし行われるとするならば、相当緩和されるとからでござります。第一の打合会は、紡績、織布業者及び紡績機メーカーで構成し、通産次官が主宰する、こうありまするが、これは事実でござりまするが、うそでござりまするか。

○鈴木(義)政府委員 それは先般申し上げましたように、第一回の会合を三月に開いております。第二回を近く開くことになります。その三月の会合のときに、更新計画を実施期までにできるだけ集めて、それによって審議することになります。ただいま申し上げました通り、今各会社から更新の予定の数字をとりつつあるところであります。それによりまして第二回の会合を開き、自後それについて、これをいかにして実施するかというごとを検討し推進することになります。次第でござります。

○小平(久)委員長代理 加藤君、約束の公取が見えましたから、適当にお打ち切り願います。

○加藤(清)委員 それではこれで終ります。ただいまの答弁では絶対に承服いたしかねる。なぜかならば、二十九条の折もそうでございましたが、本法案が施行されます、注文がストップになります、その直後一ヶ月から半年以内に倒産が続出しているのでござります。首切りが大工場においてはどんどん出ておるのでございます。御承知の通り中小企業といふものは手形が一ヶ月おくれた、二ヶ月おくれたで倒産していくのでござります。本法案施行の直後においてこういうような悪影響が現われてくるということを、あなたはすでに体験済みでございます。通産省当局も体験をしていらっしゃるはずですございます。もしそういうような体験者として当然考えておかなければならぬことであるところの犠牲者の救済策とくらものは、並行して考えられて初

めて効果を生ずるものでござります。それが一年おくれた、二年おくれた後には、それを救済しようといたって、相手はもう死んでいるのでござります。注射はカンフル注射を必要とするのでござります。決して一年先、二年先の栄養分でもって今日の病人であるところの中小企業や労働者が助かるものではございません。従つてそういう計画をうまく作つて出すというのならば、並行的に同時に出して、何紡績は何月において何錘の注文を追い打ちをかけるんだと、これがなければ注文は立ちどころにとまってしまうのでございます。それをはつきり出していくいただきたい。出さないことは、これは死んでよいろしいということだ。二人や三人、五人の中小企業があつ倒れてもよろしいと言つただけで、首になつたさるおとどがあることを、あなたも御存じでございましょう。ましていわんや、五十人や六十人はおろか、何百軒といふ下請がこれになる。それでもよろしいと言つたら、あなたの首どころか通産大臣が一ぺんにすつ飛ぶ。そういうことを私は望んでおりません。心から尊敬をいたしております通産大臣や、前々から感謝いたしております鈴木重工業局長が末長くこの仕事が行われるよう、一つこの際は賢明なる具体策を出していただきまして、両者ともども笑つてこの法案が送れるようにしていただきたい。そこで私はあとでその具体策について質問いたしますが、委員長の命に従いまして、私は譲ります。

ついてお尋ねいたしたいと思うのであります。それは戦後二度からなる操短勧告でございますが、この操短勧告は独禁法の外に置かれたものである、こういうお話であります。その理由は、各社ごとにこれを指示しておるからである、こういうことですが、その各社ごとごとに別にいたしまして、その当時の条件は、この独禁法が許しておりますところの不況カルテルの条件に合つておったのかどうか。これはカルテルではないということですが、その経済的な状態は、ここに規定をしておりますような状態にあつたかどうか、これをお聞かせ願いたい。

○小室政府委員 前後二回操短勧告を実施いたしておりますが、御承知のように、独禁法による不況カルテルは相当きびしい規定になつております。まあ言つてみれば業界はとんど共倒れになるというような状態までいかないよと不況カルテルが結成できないような大体規定になつております。私どもも毎々申し上げますように、繊維製品の輸出価格を維持しまして、国際収支の改善をはかりたいということを繊維行政の眼前にしておりますので、そういう点を考慮いたしまして、不況カルテルの条件を百ペーセントに満たしてはおりませんけれども、操短勧告といひ行政措置をとつたわけでございます。

○多賀谷委員 前後二回の操短勧告は、輸出という勧点からこれを取り上げられた、第一回のときから輸出という考慮を払ふざるを得ない状態にあつたわけですか。

○多賀谷委員 第一回はいつですか。

○多賀谷委員 昭和二十七年でござります。

○小室政府委員 従いまして、輸出対策、次いでは中小企業対策、そういう気持をもって操作知勧告を実施いたしました。

○多賀谷委員 第一回はいつですか。

○多賀谷委員 昭和二十七年でござります。

○小平(久)委員長代理 多賀谷君に申し上げますが、大臣がお見えになりましたが、どうも私はつきりしないのです。したが、大臣はよんどころない用で十時四十分までしかおられないそうでですから、もしあれでしたら大臣に先に先に一つ……。

○多賀谷委員 実は昨日質問して政務次官から一応の答弁を得たわけですが、どうも私はつきりしないのです。と申しますのは、この織維工業設備強化時措置法案を出すほんとうの目的は、どこにあるのか、根本的な目標はどうあるのか、これをまず大臣からお聞きいたしたい、かよう思います。

○石橋国務大臣 ほんとうの目的は、日本の織維産業が、御承知のように、ことに織布部門等において乱立して、非常に共食い競争でありますから、これを一つ何とか正当にいたしまして、日本の織維産業の輸出にしっかりと基盤を与えたいたい、こういうのが根本の考え方であります。

○多賀谷委員 大臣はさきのう答弁を聞かれていたかったから、どうもまるでおり違った御答弁になつたわけですが、そういうように答弁していいですか。大臣ははあと言つておられますが、そういう答弁ではなくて、これければ輸出の振興のためだ、要するに輸出の正常の発展に寄与するためだ、こうい

ることです。それが最終的な目的である。本法案の目的にも第一条に「この法律は、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与するため、繊維工業設備に關する規制を行うことによって、繊維工業の合理化を図ることを目的とする」とあります。ですから、この目的は最終的には輸出の振興に寄与する、こういうことです。以外には私たちは直接の目的を見出しえません。わざにはいかない。ところが今大臣のお話でありますと、それは繊維工業の基盤をこの際確立しておきたい、こういうことです。ことに、どうも乱立をしているからこの際それを正常な規模にしたい、いわばそういうことであります。そういたしますと、大臣の答弁では、繊維工業全般の基盤を確立するというところに目的があるようであります。ところが今まで答弁をなさっております次官並びに局長は、それは輸出がうまくいかない、いわば外国の日本に対するいろいろな思惑とか、あるいは処置に対し、それを緩和するためにはこの法律が必要なんだという点を非常に強調される。ですから、私はどうも非常な食い違いを感じておると思うのです。大臣が答弁をせられるようであるならば、私はまたそのようにも質問をしていきたいと思いますが、今問題は輸出の振興である、こういうことをお話しになつておつたので、どうも答弁の食い違いがありますから、再度御答弁願いたい。

しっかりと守るためにいたしましても、国内の産業の基盤が確立いたさなければ輸出という限らず、一般的にこの状況では困りますから、私の今説明いたしました問題の解決に私は観点を置いてお答えしたのであります。両者にそぞろなに食い違いがあるとは思いません。○多賀谷委員 両者に食い違いがあるとは思われぬと言われますけれども大臣は大臣なりにこの法案をそういうふうにお考えになつて提出されたかもしれません、法文にははつきり輸出の発展に寄与する、こういう目的だ、とにかく日本の繊維産業はどんどんしていくので、いろいろの外国がこれに対して規制を加えようとする、あるいはガット加入の問題についても三十五六個を援用する、こういう状態にあるから、何とかしていかにも設備を規制させて、そうして過当競争、ダンピングではないということを立証したいとしますのが目的のよう聞いておるのです。ところが大臣の言われるのは、むしろではなしに、繊維産業の基盤をここで確立しておきたい、こういうのことは私はかなり違ひがある、かように考へるわけです。ばくとして考えれば、あるいは違わないかもしませんが、この目的は、正常な輸出の発展に寄与するというのが大目的になつておる、ほかには書いてないでですよ。繊維産業の安定をはかるというような文句を使ってない。全部これは輸出につづけておるがつておる、こういう今までの答弁があつたわけです。ですからどうもほきりしないので、もう一度御答弁願ひます。

いたい。もしも大臣のような状態であるならば、私はこの目的を修正をされ出されるのがしかるべきである、かようて考へるわけです。

○石橋国務大臣 先ほど申し上げましたように、現在の日本の産業状態が貿易の振興ということに非常に強く結びついておりますから、従つてこの法律も表面には纖維産業の正常な輸出の発展云々ということをしたのであります。しかしそのためには日本の纖維産業の基盤を確立するということができなければならぬ。基盤を確立しなければ纖維産業の輸出もできないのでありますから、纖維工業設備に関する規制を行つた。これは今お話をのように、規制を行つて外国に対して、ただ向うからの反撃といいますか、向うのいろいろな日本の纖維工業に対する非難を緩和しようとするようなことだけではないのであります。もっと強く纖維工業の合理化をはがるということが一番です。結局合理化をはかつて、そうしてその上に咲く花として輸出ができるということになると私は思う。ですから今申しましたように、言葉の上においてこの纖維産業の基盤を確立するというのと、纖維製品の正常な輸出の発展とは違うじゃないかといえば、これは言葉の上では違いますが、れども、意味において私は違つたのとは考えておらないのであります。

○多賀谷委員 大臣は、事務局が書いた提案理由の説明をお忘れになつておられるのを私は感ずるわけですが、大臣が提案されました提案理由の説明は、今申しましめたように、今日のアメリカの日本の綿製品に対する処

置、あるいはガント加入の問題に対する三十五条の援用、こういうことがあげられて、これを緩和するためにどうことが書いてある。ですから大臣がばくとしてお感じになつておると、実際事務局が提案理由の説明として書かれ、それを大臣が読みになつたのはだいぶん違うのですよ。と申しますのは、いわばこれは不況カルテルですが、こういう不況カルテルは現在独禁法のワク内で大体やれるべきものを、独禁法のワクを越えた法律処置がなされておる。そこに事務当局が非常に苦慮して、輸出の発展という題目をここに掲げ、その目的的名においてこういう法案を強硬に出そうとしたところに問題があると思うのです。ですから私は言葉じりをとらえて質問をしておるようですがれども、そういうことを言われるならば、私は織維産業だけにこういう法律を作る必要はない。むしろ現在の織維産業は御存じのように、株の配当だってほとんど一割五分から二割もしておるし、それから織布の関係は別にいたしましても、いわゆる紡績会社なるものは非常な高利潤であり高配当をしておる。そうして織維はどうかといふと、今暴落をしておるという状態ではない。むしろ御存じのように今までしておった操短をとめて、そうしてそれが高値になつておる、こういう状態の中になぜ好んでこういう法律を作られるのか、これをまずお聞かせ願いたいと思うのです。

こう考えております。日本全体の繊維工業、ことに日本の繊維工業の大部分は中小企業なんであります。その中小企業を基盤とした日本の繊維工業の基盤を確立して、そうしてお話をのように輸出振興にも十分寄与ができるようにいたしたい、かようなわけでありますから、むしろ中小企業を目当てにしておるわけであります。

○多賀谷委員 中小企業を目当てにした法案ですか、それをはつきりしていただきたい。中小企業を目当てにした法案ならば、その法案のようにまた質問の仕方がある。今まで輸出振興といふことで、これは過当競争を防ぐためだ、こういうことでありますたから、私はそのように質問を続けてきたのですが、今大臣の話はそりじやない。なるほど大企業はもうけておるかもしれません、中小企業は非常に困つておる、こういうことですから、それではこれは中小企業のための法案ですか。

○石橋国務大臣 先ほどから繰り返して申しますように、日本の産業ことに繊維産業においては、輸出に非常に依存しておるのでありますから、輸出振興ということが非常に大きなものであることは申しまでありません。従つて法案としては輸出振興ということに重点を置いておりますが、繊維産業そのものは何か、こういえばこれは輸出振興の上においても、輸出品を作る上におきましても中小企業の繊維工業者が多いのでありますから、その中小企業の繊維工業者の基盤を固めて、そして日本の繊維工業品の輸出振興をいたしたい、かようなのが本案の目的と考えるのであります。

○多賀谷委員 中小企業の基盤を固めるということは法律のいろいろな点に現われておるのですか。法律を実施した場合に、これは非常に中小企業のためになる。これは十大紡のためではないといふのは、法律実施上どういう効果が中小企業に現われてくるのですか。

これは局長でもけつこうです。

○小室政府委員 本法案は紡績設備及び染色加工設備の新增設の実質的な許可制とあわせまして、設備過剰の著しい部門に対して、過剰設備処理の指示ができることになつておりますが、たゞいま織維産業において最も設備過剰の著しいと思われますのは、綿、スパンの織布部門及び絹、人絹の織布部門であります。と同時に、綿紡績部門においても過剰設備がございまして、過剰設備の処理を重点的に遂行したい。これによつて中小企業対策が相当推進せられる面があるといふことを私どもは確信しておるわけでございます。

○多賀谷委員 織布部門についてはある程度そのことが言える。また織布については私自身も何らかの処置を必要とするといふ点も考えられるわけですがれども、私は紡糸全般についてこういう規制をする必要をどうも認めがたい。ひどいといえば語弊がありますが、厳格な、シビヤーな規定になつてある。この法律ができますときには、そういうことを十分予想されて法律を

作つたのですから、法律を作る場合にそういうことが予想されなくて、たまたまこういう状態になつたといふのであります。この条文は、少くとも需要が著しく均衡を失した場合には共同行為ができるといふの一つの条件であります。その条文は、少くとも需要が著しく均衡を失した場合には共同行為ができるといふの一つの条件であります。

○多賀谷委員 それなら織布部門だけ、これは中小を含めて、全部大企業にも及んで織布部門だけ規制される法案を作られたらどうですか。とにかく予想して、それに対処するような法律を作つてあるのです。ところが今法律は初めからこういう場合を十分の状態を見ると、およそ現在の織維業界といふものはかけ離れた状態になつてゐる。それに対して私はどうも不況カルテル的なものを認めるというわけにはいかない。現在一体操短までおやめになりましたが、こういう状態の中であつて、果して大臣は不況カルテル的なものをしなければならない、こういう状態にあります。

○石橋國務大臣 私は日本の織維産業で一番の弱点はいわゆる織布部門といいますか、中小企業者が大部分でありますところの部面であります。これを何とかしつかりしたものにしなければなりません。それには、自然それを、たゞお考へですか。

○多賀谷委員 先般の織布の規制については、むしろ原糸の供給の方を押さえなければ困る、こういうようないふな要請があつたと今おっしゃいましたが、どうもその理由が、私は事情を知らないものですからわかりませんが、これは局長から御質問いたい。

○小室政府委員 昨年の五月に操短告を実施いたしましたときは、綿糸布につきましては国内の需給が著しく不公平に陥りまして、これが輸出価格の維持に非常な悪影響があつたといふ判断であります。その際に採算割れが著しくあります。そのため、やはり織布部門であります。しかし、織布部門においては一種の操作を実施はいたしましたけれども、これの最終的な効果を確保するためには、どうしても原糸の方の操短をやつてもらわなければならぬといふことで、当時編工連といいますか、織布部門の方から操短についての希望がありました。この面からいえば綿糸の操短は織布の操短に対する補完的な操短といふ面があつたわけでございます。

○多賀谷委員 どうも私は常識上理解できないのです。それはあるいは政治的

ないろいろの法的解釈がありましようが、私どもの常識的に考えたところでは、やはりそういう意味で織布部門を不況だからそれを救うために云々といふような意味ではなかつたわけであります。

○多賀谷委員 それなら織布部門だけ、これは中小を含めて、全部大企業にも及んで織布部門だけ規制される法案を作られたらどうですか。とにかく今原料高の製品安といわれておるのであります。ですから困つておるのは、原料高でありますから困るという要素が一つあるから、紡糸の方には大いに作らね、かように考えております。そういうことからこの法案は全体の織維産業に規制を加える、こういうことになります。

○多賀谷委員 どうも私は大臣の言われるのが矛盾をしておると思うのですが、なるほど私はその通りだと思うのです。それは、これは容易に施設ができるし、それから簡単な資金でできるという点があると思いますので、これは確かにこの面が最も過剰になりやすいし、現在も中小企業はほとんどどちらが意図されておるところに的確に私は適合すると考えますが……。

○石橋國務大臣 どうも多賀谷君の言ふような事情ではないようですね。実際に事情において織布部門を安定させるために、やはり紡糸の方からの規制をしなければならぬというのが実情であります。それは放任しておくといふわけにはいかないと思います。やはり紡績から系統的にある程度の規制をするといふ必要があるようになります。

○多賀谷委員 紡糸を押さえれば織布はますます困るでしょう、原料が少いから、あるいは原料高になつて。ですから私は織布だけをはつきり登録させ、織布だけでその線において政府が規制をされるなら、最も私は的確に解決すると考えますがどうですか。原料の方も規制すれば同じ状態になる。これはもう經濟の常識で考えられます。が、最初からやらなければならぬといふことはないでしょ。

○石橋國務大臣 これは議論もしくは観測になりますが、しかしながら織布部門だけを押えてそして安定するとは思ひます。やはりそれは原料の供給という面から考慮しなければならぬ、かように考えております。そういうことからこの法案は全体の織維産業に規制を加える、こういうことになります。

うことも私はわからないのですけれども、経済常識上織布が非常に困った、そこで織布だけの規制ではないから原糸供給の面も一つ規制をしてくれば、こういう理由がわからぬ。これは一体どうしたことから出てきたのですか。

○小室政府委員 局外においておられますと、織布業者、つまり原糸を買う立場にあるものが、原糸の供給を少くしてくれ、従って値段が若干つり上がるような方向に持っていくれといふことを希望するところは一見矛盾した希望のようと思われます。確かに私も局外にあればそういう感じを受け取ると思いますが、実際問題として綿糸布の需給関係は一体でございますから、綿糸の方があふれておれば、やはり織布の操作短ということは現実にならなかでないのです。そういう事情で織布の換算の補完的な意味で綿糸の操短をやってもらわなければ、やはり全体としての線糸布のバランスがとれないという認識は、その局に立つておれば非常によくわかるわけでございます。

&lt;/div



のはいわば不況カルテルですよ、考え方が……。需給のバランスがとれないというのでしょう。首を振られておつても独禁法の方ではそうなっているのです。独禁法の二十四条の三の方は不況カルテル、これはいわばただいまお話をなったように乱立を防いで、そして経済の基礎を確立するという、織維産業全般の合理化というのではなくて今過剰設備を制限するというのではなくて技術の更新といふような面、品質の向上といふような面は、これは今言われる合理化カルテルです。今御説明を公取の方がなさっているが、それはどうも矛盾しているが、それはどうも矛盾しているが、ちよっと、どちらでいいはしませんか、ちよっと、どちらでもいいのですが、答弁願いたい。

きしたのですが、公取の方から御答弁を願いたい。

○坂根政府委員 ただいまの御質問は、私が申し上げましたのはこの法案は纖維産業の不況対策のために独裁法を適用除外するという意味で出されおるのではなくして、設備制限をして、そうして第一条の最後の方に書かれていますが、企業の合理化をはかるということで出されておりますから、設備制限の共同行為の指示をその目的にからんで私どもが協議に応ずる、いろいろ工合にお答えをいたしたわけであります。

○多賀谷委員 どうも大臣といい、次官といい、局長といい、公取といい、自分で法律を作つておつて、そうして十分な説明ができるというのは私は非常に不見識だと思う。今公取の方では企業の合理化ということをおっしゃつたが企業の合理化ということは書いてありません、「纖維工業の合理化」というふうに書いてある。ですから私はもう少しこの法律は何のために出したのか、不況カルテルなら不況カルテルでいい、現状の認識が違うなら違うでいい、ところがそうでもない、では合理化カルテルですかということを言えれば、合理化カルテルのようなお話をされるけれども、やはり不況カルテル的な御説明をなさつておる。結局不況カルテルでもない、合理化カルテルでもない、輸出の振興だ、こういうお題目を唱えられておる。私は輸出の振興であり、輸出の正常な発展ならば、それは資金の安いというのがむしろ解決のカギになると思う、こう言つておるのです。ですからもう少し説明をはつきり願いたい。合理化カルテルなら合理化

カルテルらしいところがどこにありますか、こう聞いておる。

○小室政府委員 法律的に申しますと、これは不況カルテルでもありますまいとんし、合理化カルテルでも、ありますせん。纖維工業全体の合理化をはかるために、過剰設備処理の共同行為を認めている、こういうことであります。

○多賀谷委員 私は、独禁法が制定されて、そうして独禁法が、不況な場合あるいは合理化をしなければならないという場合に、厳格な条件をつけて、あらかじめ法律がいろいろなことを予定して出しておるのですから、いやしくもこれを排除するような法律を出すには相当の理由がなくちゃならぬと想うのです。ところがどうもいろいろ質問を聞いておりますと、その理由が思つからない。私は率直に言いまして、何とかその意をくみとろうと努力をしていろいろ質問をしておるけれども、どうもはつきりした確たる根拠が見出しえないのであります。これは非常に残念な現思ひのです。ですから少くとも私はこういうカルテル行為を認める場合は、非常な強い条件がある。今度の場合は強い条件というよりもむしろ現在ある姿をさらによくしようという、いう形で、政策としてはわたりますけれども、私は一般消費者の保護の面が全然欠けておると思ひます。ですから私は一般消費者の保護の面をどういうふうにされるのか、これをもう一回公取の方からお聞きをしたい。

を受けますから、しかも通産大臣が可するに当つては、先ほどお読みになりましたように関連事業者と一般消費者の利益を不當に害してはならないといふ言葉がござりますから、これを十分に活用いたしまして、一般消費者の利益を擁護したい、こう考えておりません。なお二十六条でございましたか、通産大臣はその条件に該当しなければ、その指示を取り消し、あるいは変更しなければならないという規定がござりますが、そういう規定と相待つて消費者の利益を擁護したい、こう考えます。

○多賀谷委員 独禁法ではかよらないわば厳格な条件を付しても、さらにそれにによって損害をこうむるという場合には、無過失損害賠償の規定まで入れておる。これほど親切にしてある、かように考へるわけですが、私は一番業の法律で問題なのは一般消費者との關係だと思うのです。たとえばこれが石炭業で例をとりますならば、石炭業のいわば消費者といいますか、需要者は、あるいは鉄鋼であり、電力であり、あるいは他の化学工業でありますから、必ずこういう法律が出る場合にはいろいろな問題があると思う。たとえば石炭業の例の共同行為を認めた法律がこの前出したが、少くとも現在の繊維工業のような状態に石炭業があるならば、私はああいう法律を出す場合には全産業があげて反対をされると思うのです。ところが今度の場合はその消費者が全部一般の大衆である、こういうところにこの反対の声が組織化されないやうがあるのである。私たち政治家としては、この一般消費者の声を代表しての意見を言わなければならぬと思うのです。ですから少くとも

とも、石炭の場合でもそうですが標準価格の設定というのがあります。これによって消費者を保護してよとしたわけです、ところがこれにはらそういう規定が見出しえない。一価格はどういうようにお考えですか、これを織田局長から御答弁願いたい。

○小室政府委員 消費者の立場を十分考えるべきであるという御説はまことにござつともで、私どもも常にそろえております。またこの法案の原案を作成する過程に、操短勧告に関する規定と価格引き下げ勧告に関する規定があつたのであります。その両者が落したので、あるいは価格引き下げ勧告のようなことはやらないつもりかといふような意味のお尋ねもあるかと思いますが、私どもはこれは行政権の当然の運用としてできるということでお方もとも落したのであります。むづかん価格が異常に高騰したような場合はこれを引き下げるためのできるだけの措置をとることは私どもはぜひやりたいと考えておりますし、また先ほどさしあ申しておりますように審議会に十分消費者の声を反映させるような構成にいたしたい、どういうふうに考えてお次第でござります。

（三）在本行的各項業務中，前臺化零售業的資本比率最低，後臺化零售業的資本比率最高。

れにについては公取はどういうようなお尋ねですか。

○坂根政府委員 それは再三繰り返して申し上げましたような措置で考えますが、この法律はよく御承知のように多賀谷委員 私に質問でありますか

これはどういふ保障を言っておられるのでございましょうか。

設備の制限の共同行為の指示だけでありまして、それ以外のもう一つの共同行為をした場合は直ちに独占禁止法の

違反として問題が出てきますから、その面からも一応消費者の建前は十分考慮される、こう考えております。

○多賀谷委員 そのほかの独占禁止法違反のような共同行為は独占禁止法によって禁止する、こう言われますが、

そのほかはあまりありませんよ。設備の制限を共同行為でやって、一体何がありますか、私は事業者にはそれ以外

のいろいろな方法というのではないと思うのです。これが根本ですよ。ですから、結局

う私などもお詫びなことか、結局何とかしてこの場を切り抜けようといふようなことしか考えられないわけで

す。ですから私はこの法案を出すに当っては、当然最も大きな保護の対象になる消費者の面を法律の規定から見

出し得ないということを非常に残念に思う。これがなければバランスはとれません一方だけを利して一方を全然

オミットする、こういうことは法律としての体裁からいっても、また法律のあり方としても私は差しめて不均衡な

ものである、がよう考へるわけですが、これについてもう一度纖維局長に御答弁願へたいと想ひます。

○小室政府委員 私どもはこの法律の運用によって纖維の需給のバランスが、渝出するる所名のみ准許する半

日本製出品を價格が維持できる半面、国内の衣料も適正な價格で売られるような態勢を作りたい、どういうふ

うに考えておるわけでありますから、法律上保障がないとおっしゃいますが、これははどういう保障を言っておられるのをございましょうか。

○多賀谷委員 私に質問でありますからお答えいたしますが、損害賠償の規定をそのまま一般消費者について入れる、こういいましても、これは實際どういふような損害賠償になるのか、これも實際の法の運用上きわめて困るのでは、一般消費者については、あるいは損害賠償の規定をたとい入れても意味をなさないと思ひます。しかし私はやはり消費者保護という面は価格の設定にあると思うのです。ですから私は、価格の設定については政府が行政的に何らかができるような法律の根拠を持たしたい。ですから価格の設定について当然人れられてしかるべきだ、こういうよう答弁する以外にはないのです。

○小室政府委員 ちょっとと言葉じりのようで工合悪いようですが、価格の設定というと何か公定価格のような感じがいたしますが、私どもは価格が異常に上りましたような場合にはあらゆる行政的措置を講じて、たとえば輸入の原料をふやすとか、あるいは最近どうせ手おくれだと御批評になるかもしませんけれども、操短を撤廃するとか、そういういろいろな措置を講じて価格が適正なところに落ちつくようだ、それは行政措置でやる。これは別に法律の裏づけがなくても当然でありますから、そういうことで参りたい、こういうことを申し上げます。

いい。価格について、あなたの方が勧めてください。それで私が実施されるようなら、価格が上がるという状態のときを想像してごらんなさい。単に勧告くらいで價格が引下るものですか。ですから私は、あなたの方でそれほど行政権を信じておらず、この法律そのものは要らないのではないか。設備の操作の短い勧告だけではなく、行政権の力が非常に大きくなるから御安心下さいとおっしゃるからです。しかし、この法律そのものは要らないのではないか。設備制限の勧告をされればいいのです。価格の引き下げというような大きな問題を行政権でおやりになり、それが実際効果があるといふなら、私は何なんることはわけない、かように考えるわけです。

○小室政府委員 それほど行政措置の効果を大きく見ているわけではありません。ただ輸入の問題あるいはその他いろいろの問題で価格が適正な水準に戻るよう措置することはやはり可能だと思うのです。そういう意味で全力をあげたい、こういう意味でござります。

○多賀谷委員 今まで出されました政府の案でも、やはり設備制限をさせて貰う場合には価格という問題が問題になります。石原の法案のところは標準価格を設定されたのです。ですからこの面について非常に考慮が足りない。率直に言いますと、考據が足りないと、えんがあると思うのです。そうでしたら黙っておりませんよ、それははっきりしておる。消費者の方が一般大衆

だからあなたの方が価格の規定を人ないでの、これは、消費者が大企業があるといふ場合には、必ずその産業が当然議論になつてくるのです。そういう声が起らなければ、その一般大企業の声を組織する力がないからであります、あなたの方がそういう声を見たて、行政を運用されるというのは、から私は価格の問題についてぜひ考慮したいと思う。もう一度答弁をみたい。

○小室政府委員 消費者の立場に立て政府を鞭撻していただくのは非常ありがたいと思います。ただ私どもは、この纖維品の価格についてあるは標準単価式のものを考えないかとお尋ねに対しても、私ども纖維品最も大事な輸出品で、しかも海外諸国との関係では相当安値に売られており品であるこれをできるだけ価格を保持し、あとうべくんば引き上げていたい、こういう感じでありますので、維品の価格についてあまり統制を加ることは、そういう輸出振興の立場から見てやはり弊害がある、消費者の立場は別な面でできるだけ考えていい、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員 輸出だけのことではありません、私は別個にいろいろな方法があると思う。いろいろ答弁をされておりすけれども、結局は一般大衆が消費者であるといふ点から、その声を組織してあなたの方に反映する力がなかなか思う。いろいろ現実が、価格という問題にされられなかつた理由だ、残念ながらうに考へざるを得ない。とにかくこいつ規制法案を出して価格の点に触れる

にかたくないのですが、あなたの方  
は、先ほど価格については標準価格設  
定ではなくて、価格の引き下げの勧告  
というのを法律に出したい、出そうと  
一時は考えた、こう言われるくらいな  
ら、かつて考えた原案を修正としてお  
出しになつたらどうですか。

○小室政府委員 これは法案作成の過  
程の話であります、ざっくりばらんに  
申し上げると、操短勧告と見合うもの  
として価格引き下げ勧告といふものを  
考えた、両方とも行政権の運用ででき  
るものであるから両方落した、こうい  
う経緯でございますから、別に修正を  
出す考えございません。

○多賀谷委員 どうもこの点は承服で  
きないので、では続いて、一般消費  
者と同じようないわば影響をこうむる  
ところの関連産業についてはどういう  
ようにお考えであるか、これをお聞か  
せ願いたい。

○小室政府委員 これは法律の中にも  
本文がございますが、特にまた紡織機  
の工業者、その関連の事業者に対して  
は、毎回重工業局長その他から御答弁  
申し上げておるような措置を一応考え  
ておるわけであります。関連事業者の  
立場はできるだけ考えていただきたいと考  
えております。

○多賀谷委員 私は関連産業において  
は、損害賠償というものがそのまま行  
くかどうかわかりませんが、そういう  
こともあります、あり得る、レア・ケースかもしれ  
ませんが、あり得る、こういうよう  
に考え方のものです。ですからこれに  
ついての保護は十分に私は行わなければ  
ならない、かように考えるわけで  
す。公取としてはどういうようにお考  
えですか。

○坂根政府委員 答弁されましした  
共同行為をする  
すから、その協  
益の関係を十分  
して、その利益  
う考えておりま  
す。

○多賀谷委員 では、十分慎重  
ましたが、どう  
のですか、それ  
いたい。

○坂根政府委員 示の内容が、そ  
の状況その他を  
調査の結果これ  
えております。

○多賀谷委員 関連産業の規定  
な規定しを見出  
の法案の中に調  
少し詳細な規定  
○小室政府委員 関連事業の、  
ます。

○多賀谷委員 消費者以上の考  
うに、先ほど私  
せんがお聞きし  
がらこれもまたし  
ない。調査的な  
のあるような指  
ただ「不适当に差別  
つ、不适当に差別  
ばならない」な  
しかも全部行政  
に当つて関連産  
業には、具体的

ただいま織維局長が、  
「ようやく、私どもはこの  
場合には協議を受け  
て、議論の際に関連産業の利  
益を研究し、調査いたしま  
す。」  
の擁護に努めたい、と  
関連産業の利益につい  
ては、消費者と同じよう  
に考慮をすると言われ  
る。しかし、この年は、機械  
勘案しまして、そして、もう  
を具体的にお聞かせ願  
うがあるのですか。  
一一番大事な消費者と  
の両方が並んでおり  
関連産業については、  
慮が法文の中にあるよ  
の勘違いかもしけま  
たわけですが、残念な  
規定でも、かなり実効  
規定ならないのですが、  
にやはり書く必要があ  
る。そこで、私はこの規  
則不規定しか見出しえ  
んて、当然なことを、  
業に悪影響を及ぼす場

のではなかろうか。どういうようになりますか。考えておられるのですが、重工業局の方ではどういうようにお考えですか。

○鈴木(義)政府委員 共同行為に関する問題は、過剰設備の処理の問題だと思います。その処理の方法のいかんにによって、関連産業にどういう影響があるかということをごぞいますけれども、そういう点につきまして、不当に影響のないようなどいろいろふうな解釈でござります。

○多賀谷委員 私はこの機械関係の局としては、もう少しこの際積極的な政策が織り込まれることが必要ではないかと思うのです。ただ消極的な、不当に害するおそれがない、それもやつてみて、実際やった場合を考えるのだ、こういうことでは困るのであります。幸いにして、と言えば語弊があるかも知れませんが、非常な老朽な施設がかなり多いし、それが終戦時に持つておった設備がかなり多いし、その終戦時といいましても、少くとも昭和十六年以前の設備である。これがかなりの数を占めているところのような場合には、私は時期としては更新をする非常ない時期であるかように思うのであります。ですから当然この設備制限によつて機械製造業者が困るということはわかるのですから、私はやはり関連産業についても、どういう条文を織り込むかということは別にいたしまして、この際そういうような条文の必要があるのではないか、かように考えるわけです。ですから、解釈論じやしないのですから、今法律を生もうとしている時期ですから、そういうことを入れるのがかかるべきではなかろう

か、かように考えるのですが、どうですか。  
○鈴木(義)政府委員 この法案に関連します関連産業の問題につきましては、先般来いろいろ御説明申し上げております通り、われわれとしましては、繊維産業の設備の更新を大いに促進してやつていただきたいというふうと、輸出の振興を通じて機械の輸出を大いに伸ばしたい、こういうことで、できるだけこれによります影響を少くするよう努力したい、こう考てるわけでござります。しかしこれをどういうふうにして法律に盛るかという法文の問題になりますと、非常にむずかしい問題でございまして、さような意味で、この法案ができているわけであります。われわれといたしましては、繊維局とよく相談しまして、先ほど来お話し申し上げております更新促進打合会におきまして、できるだけ設備の更新をはかっていく、それによって繊維機械産業の影響を少くし、さらに輸出市場を開拓して、これによって輸出を大いに伸ばそう、こういうような考え方で行きたないと考えている次第であります。  
○多賀谷委員 行政におまかせ願いたいということですけれども、こういう法律を出して審議をする場合で、重大な点はみな行政におまかせ願いたいといふなら、初めに話は返るのですが、法律について私たち考え直さざるを得ないのです。それほど行政がうまくいくなら、設備制限の勧告ぐらい、これはむしろそれから比べれば容易な問題、容易な方だけを法律に書いて、非

常にむずかしい方を法律に書かれないと、いうのは、どうも納得できない、かのように考へておるわけあります。それで、私は労働省の関係、さらにはまた大蔵省の関係、自治庁の関係の質問を残して、大臣にも再度来ていただき、もう一回目的からお話を願いたい、かように考へておりますので、本日はこれでやめておきます。

○鹿野委員長代理 本日はこの程度にとどめることといたします。

なお明十六日午前十時より理事会を開き、委員会は十時半より開会することにいたします。

これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

昭和三十一年五月十九日印刷

昭和三十一年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局